有価証券報告書の訂正報告書

本書は、ＥＤＩＮＥＴ（Electronic Disclosure for Investors' NETwork）システムを利用して金融庁に提出した有価証券報告書の訂正報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものであります。

株式会社ユタカ技研

(363110)

目　　次

【表紙】 ・・ 1
1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2 【訂正事項】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3 【訂正箇所】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
第一部 【企業情報】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
第４ 【提出会社の状況】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3 【配当政策】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
6 【コーポレート・ガバナンスの状況】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の２第１項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成20年２月13日
【事業年度】	第21期（自　平成18年４月１日　至　平成19年３月31日）
【会社名】	株式会社ユタカ技研
【英訳名】	YUTAKA GIKEN CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　髙林　優
【本店の所在の場所】	静岡県浜松市東区豊町508番地の１
【電話番号】	０５３（４３３）４１１１（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役　　鈴木　哲郎
【最寄りの連絡場所】	静岡県浜松市東区豊町508番地の１
【電話番号】	０５３（４３３）４１１１（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役　　鈴木　哲郎
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 （東京都中央区日本橋茅場町１丁目４番９号）

１【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年６月22日に提出いたしました第21期（自　平成18年４月１日　至　平成19年３月31日）有価証券報告書の記載事項のうち一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

２【訂正事項】

第一部　企業情報
　第４　提出会社の状況
　　３　配当政策
　　６　コーポレート・ガバナンスの状況

３【訂正箇所】

訂正箇所は＿＿＿を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第４【提出会社の状況】

３【配当政策】

（訂正前）

当社は、株主の皆様への利益還元を経営課題の一つとして認識し、企業体質の一層の強化及び今後の事業展開に備えるための内部留保の充実などを勘案し、安定的な配当の継続を業績に応じて行うことを基本方針としております。

（以下省略）

（訂正後）

当社は、株主の皆様への利益還元を経営課題の一つとして認識し、企業体質の一層の強化及び今後の事業展開に備えるための内部留保の充実などを勘案し、安定的な配当の継続を業績に応じて行うことを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の２回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、中間配当については取締役会、期末配当については株主総会であります。

（以下省略）

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

(1) 会社の機関の内容及び内部統制システム整備の状況等

① 会社の機関の基本説明

当社は、取締役会及び監査役会により、業務執行の監督・監査を行っております。

取締役会は、取締役15名で構成され、定例及び臨時取締役会に加えて、毎月取締役間の打合せを行い、効率的な業務執行及び取締役間の執行監視を行っております。

監査役会は、監査役３名（うち社外監査役２名）で構成され、各監査役は、監査役会が定めた監査の方針・業務分担に従い、取締役会への出席や業務執行状況の調査を通じ、取締役の職務遂行の監査を行っております。

（以下省略）

（訂正後）

(1) 会社の機関の内容及び内部統制システム整備の状況等

① 会社の機関の基本説明

当社は、取締役会及び監査役会により、業務執行の監督・監査を行っております。

取締役会は、取締役15名で構成され、定例及び臨時取締役会に加えて、毎月取締役間の打合せを行い、効率的な業務執行及び取締役間の執行監視を行っております。

監査役会は、監査役３名（うち社外監査役２名）で構成され、各監査役は、監査役会が定めた監査の方針・業務分担に従い、取締役会への出席や業務執行状況の調査を通じ、取締役の職務遂行の監査を行っております。

当社は、株主総会決議の内容、要件等に関して、定款で下記の内容を定めております。

・当社の取締役は15名以内とする。

・取締役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。また、取締役の選任の決議は、累積投票によらない。

・株主への機動的な利益還元をできるようにするため、取締役会の決議によって、会社法第454条第５項に定める剰余金の配当（中間配当）をすることができる。

・定足数の確保をより確実にするため、会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（以下省略）